

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	入善町 後期高齢者医療保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

入善町は、後期高齢者医療保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富山県入善町長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務
②事務の概要	<p>市町村は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を高齢者医療確保法及びこの法律に基づく条例による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。</p> <p>①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、富山県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、被保険者情報の提供を受け、被保険者証等を発行する。</p> <p>②保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。</p> <p>③特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。</p> <p>④広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書(普通徴収の場合)を被保険者に送付する。</p> <p>⑤徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。</p> <p>⑥住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、連携情報を管理する。</p> <p>⑦被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム(以下、標準システム)、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末で構成される。
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(59の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 第80、82、83項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-2839
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	企画財政課企画政策係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-2871

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入力し、富山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に提供し、被保険者情報の提供を受ける。	①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入力し、富山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に提供し、被保険者情報の提供を受け、被保険者証等を発行する。	事後	修正のため
平成29年4月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	④広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料（納入）額通知書・納付書を被保険者に送付する。	④広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料（納入）額通知書・納付書（普通徴収の場合）を被保険者に送付する。	事後	修正のため
平成29年4月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑥高額医療・高額介護の連携情報を管理する。	⑥住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、連携情報を管理する。	事後	修正のため
平成29年4月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二 項番80, 82, 83	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）なし （別表第二における情報照会の根拠）第80、82、83項	事後	修正のため
平成29年4月1日	I-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 杉田 秀博	税務課長 福沢 和正	事後	修正のため
平成29年4月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	企画財政課企画調整係	企画財政課企画政策係	事後	修正のため
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	修正のため
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月23日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
平成30年4月1日	I-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 福沢 和正	税務課長 横山 国昭	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年7月1日	I-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長(の役職名)	税務課長 横山 国昭	税務課長	事後	
令和1年6月3日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-1100	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-2839	事前	
令和1年6月3日	I-8 特定個人情報ファイル取扱いに関する問合せ 連絡先	企画財政課企画政策係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-1100	企画財政課企画政策係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-2871	事前	
令和1年6月3日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	再実施に伴う変更のため
令和1年6月3日	Ⅳ リスク対策	(なし)	(項目追加)	事前	様式の変更に伴う追加
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)第80、82、83項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)第80、82、83項	事前	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	平成31年4月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	